

イーストとくしま観光推進機構  
動画制作・写真撮影業務 仕様書

1 業務名

イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）『歩き遍路&藍の特別体験』プログラム（以下、「本プログラム」という。）の動画制作・写真撮影業務

2 目的

長期滞在する欧米豪の富裕層、知的好奇心が高く日本文化に興味や関心がある旅行者をターゲットにしている国内・海外の旅行会社に向けて魅力的な動画やインパクトのある写真を用いて、本プログラムの魅力を伝えることで販売促進に繋げること

3 委託料上限額

1, 100千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む

4 委託期間

契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで

5 業務の内容

(1) 動画制作・写真撮影業務

【使用用途】

旅行会社との商談時の情報提供、現地旅行会社への情報提供、  
機構のYouTube、ホームページ、SNS（Instagram・Facebook・X(旧Twitter)）、  
商談会場でのスクリーン投影等で使用することを想定

【撮影地】

- ① 1番札所～6番札所の遍路道及び遍路寺
- ② 6番札所「安楽寺」（宿坊体験、勤行体験等）
- ③ 藍の館（藍染体験、展示室、奥村家住宅、阿波おどり等）

※本プログラムの内容は、別添【概要】【タイムスケジュール】を参照。

【納品物】

① 動画

- ・本数：3本（英語・繁体字・キャプション無しの3種類）
- ・場所名及び体験名のキャプションをつける（掲載位置は提案によるものとする）
- ・動画の長さは、3分程度とする
- ・映像と調和する効果的な音楽を使用する
- ・画面縦横比は横長の16：9とする

- ・視聴に適した解像度、画質を提案すること
- ・長期滞在する欧米豪の富裕層、知的好奇心が高く日本文化に興味や関心がある旅行者のインサイトを踏まえた上で、本プログラムの内容をわかりやすく伝えられるもの

② 写真

- ・納品枚数：1箇所あたり10枚程度とする。
- ・撮影地ごとに、体験できる内容がよくわかるもの。

【各撮影の留意事項】

- ① 動画・写真の構成やトーン&マナーは、機構と協議の上で決定する
- ② 著作権や使用権などに留意し、必要に応じて使用の許可を得ること

6 成果品

電子データで次の業務成果品を提出すること

- ① 動画（データ形式はMP4 とすること）
- ② 写真
- ③ その他、本業務に付随する必要な写真データ、バナー等のデータ
- ④ 納品スケジュールは、令和5年11月30日（木）までとする
- ⑤ その他、機構と受託者との協議の上、委託期間内に本業務で生じた資料のうち、機構が指示する資料一式

7 事業実績報告書の提出

令和5年11月30日（木）までに、次の報告書を提出すること

- ① 事業実績報告書 1部
- ② その他関係資料及びデータ1式

8 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務終了後に提出される事業実績報告書に基づき、機構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは、精算払いをするものとする。

9 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

## 10 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

## 11 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、機構が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が、特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、機構の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。